（第七面）

［住戸に関する事項］

（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ｉ)の基準

外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)　(基準値　　W/(㎡・K))

冷房期の平均日射熱取得率　　(基準値　　)

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ｉ)の基準

外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)　(基準値　　W/(㎡・K))

冷房期の平均日射熱取得率　　(基準値　　)

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(　　)

□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(　　)

（別紙）　基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準を用いる場合

１．・２．　（略）

（第七面）

［住戸に関する事項］

（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】

１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

□外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)　(基準値　　W/(㎡・K))

冷房期の平均日射熱取得率　　(基準値　　)

□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(　　)

□基準対象外

２．一次エネルギー消費量に関する事項

□基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□一次エネルギー消費量に関する仕様基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(　　)

（別紙）　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

１．・２．　（略）